

【文教関係】

1 教育施策の推進について

(1) 将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。こうした中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、新たな教育振興基本計画の推進や学習指導要領の着実な実施が重要である。

そのため、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。また、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制など新しい時代の学びを支える指導体制のための教員定数の一層の確保を図ること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や特別な配慮を必要とする外国人児童生徒等の増加への対応及び教職員の働き方改革など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。さらに、成り手の減少などによる教師不足が課題となっており、学校教育を担う人材の確保が求められている。あわせて、育児休業取得者等が増加する一方で、代替教員の確保が困難な状況となっていることから、欠員が発生しており大きな問題になっている。

このような現場の実情を十分に踏まえ、国においては、これらの課題に対処できるよう、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保及び必要な制度の見直しを図ること。特に、義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされたが、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。あわせて、中学校及び高等学校についても、学級編制の標準の引下げや、定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講じること。

また、小学校の教科担任制については、音楽や図画工作などの専門性の高い教科を対象教科とすることや、令和8年度以降の改善案を速やかに示すこと。改善に際しては、他の加配定数の振替によることなく、必要な教員定数を別途確保すること。あわせて、養護教諭については、近年、子どもたちの心身の健康問題は多岐にわたり、業務が増大していることから、複数配置の拡大を図ること。さらに、特別支援教育については、対象児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、義務標準法等を見直し、学級編制の標準の引下げや定数改善を行うこと。

加えて、国は、教師不足を解消するため、令和5年度から産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援を実施しているが、対象校種・職種が限

られていることから、対象校種・職種を拡大するとともに、育児休業取得者等が担当していた職務を正規の教員が行う場合にも義務教育費国庫負担金の対象とすること。さらに、定年延長により「定年前再任用短時間勤務制」が創設されたことを踏まえ、多様な働き方を実現できるよう、必要な定数を措置すること。また、急務となっている学校における働き方改革の推進については、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、学習指導員、部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。特に、小・中学校及び高等学校等でいじめの重大事態の発生件数や長期欠席者数が増加するなど課題が顕在化していることから、学校において、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携協力し、組織的な支援体制を整えるために必要な財源を確保するとともに、スクールカウンセラーの配置については、公立高等学校への配置に関して補助対象の拡充を行うなど、都道府県の実態に応じた配置ができるよう、補助制度の充実を図ること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対策のための学習指導員及び教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置についても、感染防止対策及び教員の負担軽減の両面から学校を支える施策であることから、令和2年度と同様に、地方負担分の全額について内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当できることにする。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を高めるため、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進するとともに、その安定的運営のため必要な財政措置を講ずること。

- (2) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための、各高等学校の特色化・魅力化への取組を推進する観点から、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）による新たな学科については、「専門教育を主とする学科」と同様の教員加算措置を講じるとともに、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築に当たり、学校と関係機関とをつなぐコーディネーターを配置するために必要な財政措置を、「専門教育を主とする学科」と併せて講ずること。
- (3) 高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実態に照らして多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進等、必要な措置を講ずること。
- (4) 幼児期における教育によって育まれる非認知能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与え、人格形成の基礎を培う重要なものであることから、人材確保の取組や幼児教育の更なる質の向上に必要な遊具・運動用具などの環境整備に対する支援の充実を図ること。加えて、私立幼稚

園等における特別な支援を要する園児が増加傾向にあることから、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）や教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）について支給要件の緩和や補助単価の見直しを行うなど、必要な財源の確保を図ること。

(5) いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生していることから、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携などを推進するためのいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じること。また、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

(6) 学校給食費等の保護者負担の軽減等については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用の対象とされ、保護者負担の軽減が図られている。

一方、学校給食法の制定後、半世紀以上が経過し、少子化の進展等の社会情勢が変化する中、長期的な視点で、切れ目なく学校給食費等の保護者負担の軽減を図る必要がある。このため、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国全体として学校給食費等の負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。

(7) 子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに財政措置を講ずること。

また、国において、地域連携・地域移行の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域連携・地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、実証事業の成果を踏まえ、地方における移行の手順や具体的な取組内容を早急に例示するなど、地域の実情に応じて部活動の地域連携・地域移行が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで國の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退することのないよう、國の方針を着実に実行するとともに、十分な予算措置等の支援を行うこと。

さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域クラブ等に支払う会費や活動に伴う保険料など、新たに生じる保護者等の費用負担を可能な限り軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

(8) 開催都道府県の意見を十分反映した国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を推進すること。また、原油価格や物価高騰による影響を踏まえ、開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

(9) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っている。また、DX の加速化、SDGs の達成、2050 年カーボンニュートラルの実現など、近年の困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、大学の果たす役割はますます重要となっていることから、単に人口の減少をもって

大学の規模や地域配置を論じることなく、产学研官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。

- ・多様な分野で地域に貢献している大学が、国公立、私立を問わず、地方創生に資する共創の拠点（イノベーション・コモンズ）となり、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や基盤となる施設の老朽化対策等に係る施設整備費補助金、公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成の拡充などの財政支援の充実を図ること。また、大学等、地方自治体、産業界等の多様な主体による共創の枠組みの構築や、構築された枠組みを通じた取組に対する支援を行うこと。
- ・現下の光熱費の高騰は、国公立、私立を問わず、大学の経営に大きな影響を与えており、大学が今後も質の高い教育研究活動を継続できるよう、高等教育を所管する国の責任において、大学における光熱費の高騰への支援を行うこと。
- ・大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資や運営費交付金などを拡大するとともに、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講ずること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に定着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。
- ・デジタル人材の育成については、国の喫緊の課題であり、オールジャパンで取り組むべきである。長期的に必要とされるデジタル人材を継続的に確保するため、特に地方における大学の情報系学部の定員増といった高等教育機関における人材育成など、様々な手法を用いた取組を早急に行うこと。また、デジタル人材を育成するには、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。その際、地方大学は都市部の大学と比べて、実務家教員等の確保が困難であるため、インセンティブ措置を講じること。同時に、デジタル人材の地域偏在を是正する取組を推進すること。さらに、令和4年度に創設された基金を有効に活用し、複数年度にわたり意欲ある大学等がデジタル人材の育成に取り組むことができるよう、初期投資費（施設・設備費等）や一定期間の継続的な教員の人件費などの支援を行うこと。
- ・「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴い、デジタル人材育成に係る東京23区定員増加抑制の例外措置が講ぜられることとなった。その際、例外措置の要件として、対象をデジタル人材に限定すること、臨時的な定員増に限ることなどが明示されたところであるが、地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることも十分に確認すること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、各地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとすること。
- ・平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容を見直し、地方が必要

とする幅広い人材を対象とするよう拡充するとともに、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。

- ・大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症により経済的困難が生じた学生にも配慮した上で、制度の拡充を図ること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。特に、令和2年度に導入された高等教育の修学支援新制度の中間所得層への支援拡大について、多子世帯、理学・工学・農学系に限らない支援を行うこと。なお、対象者が増加することに伴い、大学・専門学校等現場での事務量が増大することへの対策として、事務の簡素化を進めるとともに、必要な財政措置を講じること。また、機関要件の厳格化について、専門学校の確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、分かりやすく適切なものを示すこと。また、大学院段階における導入が予定されている「授業料後払い」制度について、大学院のみならず学部段階での導入についても検討すること。
- ・職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、認知度の向上に向けた取組や、より一層実践的な教育を可能とする支援を行うこと。
- ・独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務は、申込関係書類の配布や説明、管理等が必要であるが、その事務を主に高等学校の教員が担っており負担となっている。奨学金は生徒が直接機構から給付・貸与されるものである。学校における働き方改革をより一層推進するため、学校の関与をできる限り減らし、保護者・生徒と機構が直接事務手続できる体制を構築すること。

(10) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者に、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援が受けられるようにするために、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずることが責務とされたことから、看護師等の配置に係る財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講ずること。

(11) 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講ずること。

(12) 高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきてただけでなく、多様な背景を持つ子どもたちを受け入れる「学びのセーフティーネット」として機能してきている。こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において補助制度の創設や、特別交付税など地方財政措置の創設など、十分な財政支援措置を講ずること。

(13) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場及び住民の生涯学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修などについて地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、令和3年9月に公布された特別支援学校設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を行うこと。

さらに、体育館を含めた空調設備の整備や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。

(14) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信の拠点として、地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう支援すること。

学校図書館・公立図書館等を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料、施設、設備の整備に係る国の財政支援を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報について、障害の状況に左右されない入手支援、情報通信技術の習得支援、点訳者・音訳者・アクセシブルな書籍製作に係る人材育成や体制整備等について国の財政支援を拡充するとともに、一般書籍と電子書籍の同時出版等が促進されるよう、出版社等に働きかけること。

加えて、著作権法の一部改正により、図書館等による図書館資料の公衆送信サービスが可能となったが、現場に過度な負担が生じないよう、制度・運用や、事務処理スキーム、システムなどについて、適宜見直しを図ること。さらに、公共図書館が制度の運用に当たっての事務等を適切に実施できる特定図書館としての要件を備えるために行う人的、物的管理体制の整備に対して、必要な財政措置を行うこと。

(15) Society5.0 時代にふさわしい学校の実現に向け、地方公共団体や学校法人に対し、G I G Aスクール構想で整備された端末等を維持更新する財源を国で確保すること。特に学習者用端末の更新期には多額の経費がかかることから、端末更新の考え方を早期に示すこと。加えて、デジタル教科書導入等による通信量の増加に伴う校内外通信ネットワークの增强に必要な費用、学習用ソフトウェアのための費用、L T E 端末等の利用や、家庭学習、遠隔教育などのオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

高等学校等においては、全ての生徒が学校種や学科に適した端末を活用して学べるよう、必要な財政措置を講じること。

また、次世代の校務D Xにおける校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化、指導者用端末の一台化やダッシュボード機能といった新たな要素に係る財政支援について、新たに補助制度を新設するなど必要な財源措置を講じること。

加えて、初等中等教育機関の学術情報ネットワーク（S I N E T）への接続にあたり、接続機関に高額な費用負担が求められており、地域間（都市部と地方部）のデジタルデバイドの解消に逆行していることから、負担の軽減や必要な財政措置を講じること。

あわせて、教員のI C T活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や、学校における教員のI C T活用をサポートする人材の確保に向けた財政措置を拡充するとともに、G I G Aスクール運営支援センター等の学校等に対する技術的なサポート体制整備への支援を継続すること。

さらに、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠であり、学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、新たに補助制度を新設するなど必要な財源措置を講じること。

(16) 高等学校等就学支援金制度については、支給月数の制限、単位制高等学校進学者に対する支給制限などの問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ること。また、私立高等学校等の授業料の実質無償化の実現が図られたところであるが、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯を解消するために、所得要件を緩和するなどの更なる支援の充実については、国の責任において確実に実施すること。さらに、各県が独自に上乗せして支援する場合もe-Shienシステムで対応できるよう改良を検討すること。

高等学校等修学支援事業については、国の責任において、安定した財源の確保を図るとともに、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組などにより事務が増加しているため、事務費も含め、全額国庫負担により実施すること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うとともに就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。なお、構築にあたっては、申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と一体のオンライン申請の導入を検討すること。あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度の拡充を図るとともに、事務費も含め、全額国庫負担により措置すること。

加えて、令和5年度から始まった高等学校等就学支援金の家計急変支援制度については、家計急変後の所得要件を通常の就学支援金制度と同様、年収910万円未満まで引き上げるとともに、対象となる家計急変事由についても、これま

で都道府県が実施してきた支援の実態を踏まえた弾力的な運用ができるよう対象要件を緩和すること。さらに対象要件が緩和されるまでは、都道府県が独自で行う支援に対する国の補助を継続すること。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うとともに、生徒・保護者が自らマイナンバーを使った認定申請が促進されるよう、抜本的な措置を講じること。

なお、就学支援金の認定処理を行うに当たって、保護者等が確定申告を行っていないケースが見受けられ、都道府県の認定作業において多大な負担となっているため、就学支援金の受給に当たっては、確定申告が必要な旨、国が責任をもって周知を行うこと。

私立小中学校は、特色ある学びを志向する者のみならず、不登校やいじめ等の事情を有し、環境を変えることを希望する者等の受け皿としての役割を果たしているため、私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による支援をより一層充実させること。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するため、現在、世界の研究者が国際協力で進めている国際リニアコライダー（ILC）の国内への誘致に向けて、国として、国際的な議論を積極的に主導し、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域の創設を推進すること。
- ・福島国際研究教育機構については、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる拠点を目指すものである。そのため、国内外に誇れる研究開発や産業化、人材育成の実現に向けて、関係省庁が連携し、縦割りを排し総合的かつ安定的な支援を図るとともに、政府を挙げて中長期的な枠組みで施設整備や運営に対する必要な財源及び予算を確保すること。
- ・広域的な产学研官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の产学研官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。
- ・新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限に抑えるためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬の存在は不可欠であることから、国が先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。また、国が策定した「医薬品産業ビジョン2021」で、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスが感染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、国内で必要とする医薬品・医療機器等を海外に頼ることなくすべて国内でまかなうことができるよう国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品のみならず、医療機器、医療物資の研究開発や製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。

3 地域における文化芸術の振興について

(1) 新型コロナウイルス感染症により、公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化、収蔵能力の拡大、長寿命化など機能向上につながる施設の整備・充実並びにPPP／PFI手法の導入に必要な財政支援を拡充すること。

これらの政策実現のため、国は、文化芸術振興に係る予算を継続的かつ安定的に確保すること。

(2) 高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすくなるよう、年齢や障害の特性に応じた情報保障などの取組を推進するほか、子どもたちへの教育における文化芸術活動の充実・強化を図ること。

(3) 文化庁移転を契機とした機能強化を通じて、文化芸術資源を活用し、観光や産業、まちづくり、国際交流等の様々な関連分野との連携強化を図り、地域経済の活性化に向けた取組を支援すること。

(4) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」及び市町村の「文化財保存活用地域計画」に示された保存活用事業の推進、防災対策を含む文化財の保存整備、史跡等の維持管理、未指定文化財の調査、活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組に対し、財源措置の対象を拡充するとともに、文化財の保存・活用に係る全体の予算を増額確保すること。

また、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度について、保護のための財政支援を拡充すること。特に、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとに特徴が大きく異なることから、国として調査研究を進め、その知見を地方公共団体にも提供すること。

さらに、地方登録制度について、都道府県や市町村において登録制度の設置や、条例の改正、登録に伴う文化財調査や手続き等の事務量が増大することが予想されるため、必要な財政措置を講じるとともに、幅広い分野の専門人材の確保や人材育成などを進めること。

4 國際的なスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

(1) 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会、2025 年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会（東京）、第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）・第 5 回アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待され

る。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、スポーツイベント開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

- (2) 日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機として開催された様々な文化プログラムの継続への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を引き続き支援すること。

5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について

- (1) 日全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的スポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。

- (2) 健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進行を見据え更に充実・強化すること。

また、障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うこと。

- (3) 通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッショ等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえ」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。

- (4) スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

令和5年7月26日

全 国 知 事 会